文於省史於常報

第 16 号 昭 和 47 年 3 月

目 次

| 私擬「歴史資料保存法」案と提唱林 | 英夫…(2) |
|---------------------------------------|-----------------|
| 所在調査 | |
| 福井県下の古文書所在調査舟沢 | 茂樹…(5) |
| ····································· | |
| 大量資料段階の資料館・博物館建築中村(| 俊亀 智…(7) |
| ――最近の二,三の傾向について―― | |
| 茨城県歴史館建設の現況川上 | 宏昭…(11) |
| 短 信 | |
| 多久市立図書館管理の歴史資料の | |
| 現状と問題細川 | 章…(12) |
| 古文書類の蒐集松木 | 保…(12) |
| 46年度新収史料紹介曰 | ·····(13) |
| 文部省史料館発行「所蔵史料目録」・「民族資料 | |
| 図版目録』内容紹介 | (14) |
| 『文部省史料館報』総目次(1~16) | (14) |
| 豊報・その他 | (16) |

私擬「歴史資料保存法」案と提唱

林

英

夫

圣

一頁をかざるできごとであった。 昭和二十二年三月。なお、焼土の の日本における史料になるところにくすぶって 余煙が、いたるところにくすぶって が発 し、散佚・破壊のおそれのある近世以降の学術史料の収集保存と調査 世以降の学術史料の収集保存と調査 でおかざるできごとであった。

二十年後の四十四年には、学術会のツメの段階に達したと云えるだろのツメの段階に達したと云えるだろのツメの段階に達したと云えるだろのツメの段階に達したが、この間、木村礎氏の割をみるにいたっていない。しかし現をみるにいたっていない。しかし現をみるにいたっていない。しかして、ようやく、史料保存法」制定の割告をしたが、この間、木村礎氏の割ちでは、一件を後の四十四年には、学術会のツメの段階に達したと云えるだろのツメの段階に達したと云えるだろのツメの段階に達したと云えるだろのツメの段階に達したと云えるだろの割ちである。

れてきた。しかし、戦後の産業の高は、この二十年間、絶え間なく叫ば歩みではあるが、史料保存史の脈絡結してみると、まことに遅々としたこうして二十数年前と今日とを直

近来の構造改革の進行、具体的に近来の構造改革の進行、具体的に近来の構造改革の進成という現象のなかで埋蔵文化財・化という現象のなかで埋蔵文化財・化という現象のなかで埋蔵文化財・があうか。

将来への展望を広げてみたい。 大村礎氏の鋭利な「史料保存の現段階」の分折を読んだ。本稿では、 大村礎氏の鋭利な「史料保存連動の大村礎氏の鋭利な「史料保存連動のこの原稿を承諾した直後、送られこの原稿を承諾した

らかである。壁に当った今日の段階はにそうような方向に進んでいない線にそうような方向に進んでいない省で、これを受けて立案し、勧告の省で、これを受けて立案し、勧告の省が、意輸告したにもかかわらず、各

で、くことである。 一つは議員でいくことである。 これは、下から上への構造出である。これは、下から上への働きかけである。これは、下から上への制定化を促進することと、「文書館」を現実に建設する運動を展開し館」を現実に建設する運動を展開していくことである。

しかし、この二つの方法は、別個保存法」が制定されたとしても、地域における文書館建設の強い運動に支えられていないと、文書をつめこんで置く倉ができる程度で終ってしまう可能性がある。だから古文書館建設は常に市民的運動に支えられていないと、文書をつめことが大切である。

と同時に、古文書の保存の原則を法と同時に、古文書の保存の原則を法れるべきであろうか、従来のさままれるべきであろうか、従来のさまな提案を整理して取り入れた私挺「歴史資料保存法」を述べてみたび。ところでここにいう「歴史資料になる、学術会議が便宜上に使用したとは、学術会議が便宜上に使用したとは、学術会議が便宜上に使用したとは、学術会議が便宜上に使用したとは、学術会議が便宜上に使用したと同時に、古文書の保存の原則を法と同時に、古文書の保存の原則を法と同時に、古文書の保存の原則を法と同時に、古文書の保存の原則を法といる。

あろう。 あろう。

で、これを打破っていく方向は、二

容することはできないし、してはな 場所の意志を尊重する以外に方法は 場合には所蔵者の現住する自治体の 場合は原地(もとの地)に置かれる らないのは当然である。 者の財産であるから、これを強制収 ない。いうまでもなく、文書は所蔵 ある。こうした場合、所蔵者の保存 存されている例もかなり多いはずで が、旧大名の現住する別の都市に保 場合もある。また、A藩の大名文書 町の役場史料が、B村にあるという 文書館に収容されることになる。ま ことが望ましいが、現地主義である によってはかなり問題が出てくる。 なければならない原則である。 た、町村の分離合併の過程をへてA いつかの時代に別の地に移住された たとえば、ある村の史料の所蔵者が し、これも、原地か現地かで、史料 いわれていたように、まず確認され とは、現地保存主義の立場から従来 っとも関係のある地域におかれるこ ①保存は原則として、その文書とも

には協力することが望ましいというわれる調査には協力し、保存と利用なかでは、法律の規定によって行なだが、この「歴史資料保存法」の

方法==文書館建設を促進する意義を制化するわけであるから、この保存

とが考えられる。(2)法には、市町村に対し義務づけるか、次のようなこはって義務づけるか、次のようなこりには、市町村に対し義務づけるの。

成公刊(八区域内の文書の調査と目録の作

回寄託をうけ、散逸・売却のおそ には、かなり困難がともなうから、 という場合、現在の地方財政のなか という場合、現在の地方財政のなか は、かなり困難がともなうから、 開に供しなければならない。(購入 用に供しなければならない。(購入

ていないから、その職員の長年の経

れるというわけにはいかない。近世

らないだろう。

・近代の古文書分類体系が確立され

・公刊(小区域内文書の目録の集成と公開)(3都道府県の義務)

17都道府県の公文書の保存整理調整

||回区域内文書の保存利用の連絡と

(4)国の義務

(八都道府県相互の連絡調整四全国の文書目録の刊行と公開機能に該当する)。機能に該当する)。

質の良い人でも、一人前になるには

いなくては、役に立たない。かなり

はいけない。そうすると当然に、大大学卒後三年はかかると思わなくて

も文書が読めるという基礎ができて

必要な事項である)
に展開させるためには、もっともの項目は、全国的に文書館を早置と管理に対し補助金を交付する。

(5)専門職員の資格と養成

があるわけではないから、誰でもやれている。図書のような十進分類法れている。図書のような十進分類法れている。図書のような十進分類法れている。図書のような十進分類法ないる。図書のような十進分類法でいる。図書のような十進分類法でいる。図書のような十進分類法でもやいる。図書のような十進分類法でもやいる。図書のような十進分類法でもやいる。図書のような十進分類法でもやいる。図書のような十進分類法である。

だけでは、使えないのである。しかからである。さまざまな古文書を数からである。さまざまな古文書を数からである。さまざまな古文書を数験による知識だけに支えられている験による知識だけに支えられている

字院修士を日本史で卒業した者になるが、この修士の卒業生の数は、それほど多くはなく、しかも全部が文博物館の学芸員・図書館の司書コースのように、大学卒業資格を有し一定の単位を履修し「文書士」(但筆者の仮称)の資格を持った者ということに落ちつくことであろうが、この文書士が資格修得後に、実務に即応できるようになるためには、近即応できるようになるためには、近中近代古文書学(または史料学・世・近代古文書学(または史料学・安科整理法)を打ちたてなければなり、

は盛りこまれるべき内容の私案であるが、筆者は法律家ではなく、こういるが、筆者は法律家ではなく、こういるが、筆者は法律家ではないから、ことを述べたにすぎない。 ことを述べたにすぎない。 しかし、ここに、どう記していいしかし、ここに、どう記していいいっている。そこで、この落した点の釈

者が、突如として中高教員に配置転としての自覚をもって勤務していた中高の教員に配置転換された事件が中高の教員に配置転換された事件が

はないように思われる。

たいう事態は、本人にとって全くの人生の百八十度方向転換にひとしい。文書を整理する者は、研究者としての自覚なしには存在し得ないもしての自覚なしには存在し得ないものである。にも拘らず、官僚機構ののである。にも拘らず、官僚機構ののである。にも拘らず、官僚機構のに狂わせるようなことがあって定的に狂わせるようなことがあってにいけない。このため、文書館員を研究職とすることである。しかし、「文書士」を学部卒とすると、学芸員・司書と同じく研究職とは認められている。

にはなく府県文書館に収容されてし 主義の原則を貫ぬくこと以外に対策 しいので、これも市民的運動で現地 移管するという手続は大変にむつか しかも、いったん収納された文書を 所によっては、近世村方文書は、村 先に買い集めてしまう可能性があり、 収納し、他は市町村文書館に収納す 2. 都道府県(以下府県と略す)文 まう場合が多い可能性が考えられる。 始まり府県のように予算の多い館が、 から、早く建てられた館から収納が しだいに市町村に波及するであろう は、府県文書館の方から設置され、 ることが、理想的であるが、現実に 書館には、管轄機関の公文書だけを

をもつ性格の協会が、ある段階で、 それがある。このためには、図書館 のなかから生まれることが望ましい 自然に必要に応じて各文書館の要請 全く連絡調整の機関にとどめる機能 体制における図書館協会のような、 的な保存体制を著るしく阻止するお のなかでは、逆にこのことが、民主 ように思われる。 文瞽館に中心的機能を付与するよう に述べたが、日本の官僚機構の体質

たたき台として利用されれば幸であ 的討論をへて、これが煮つめられる くまで私案であるから、さらに民主 点としておきたい。また、これはあ 以上の三点を、自分なりの未解決

三、危険な現況

氏の報告(「歴史学研究」三八一号) 歴史資料保存体制が、国家の手によ ている。こうした現段階で、文書館 って進められつつあることは、木村 体制とは異なった方向の学術体制= れる段階には、なお年月を必要とし も、なお、この法は、現実に上程さ かると思わなければならない。しか されてから、十年ないし二十年はか 的に展開し確立するのは、法が発令 こうした文書館体制が、一応全国

> ている二つの最近の動向を指摘して で明らかである。この方向を暗示し

3. 私案では国の義務として国立公

うに思われる。 るのは、筆者の臆測だけではないよ 用するための布石のように読みとれ る。この史料館を佐倉の歴博に吸収 ということ事態が、すでに疑問であ 文学の研究とは直接的に結びつかな 附属設備になることが決定した。 四月から、 国文学研究資料館の に当ってきた文部省史料館が、本年 くおそれがあることである。 されているという。この歴博を中心 準備が進められ、仄聞するところに して、中央集権的史料官没体制を採 い近世の史料館が、附置設備になる もとで、中央に史料が収集されてい とする中央集権的な史料保存体制の よると百億という巨大な予算で構想 市に政府のお声がかりで設立される (2)近世史料を中心として収集保存 ①歴史民俗博物館が、千葉県佐倉 玉

現地主義という研究者の要望が、ゆ を充分の警戒心をもって、対処しな がめられるおそれがあるということ 料保存法」が、棚あげされて、史料 ればならないだろう。 以上のような動きから、「歴史資

地方史研究上の提案

(

け大きい数字をあげてきた。後にな 準もなく具体的根処もないできるだ とカンで答え、面積割出しの算定基 問われた。そのさい筆者は外国の別 の面積はどの程度を必要とするかを 必要か、書庫・閲覧室・整理室など れるべき公文書館の人員は何人位が のさい、総理府の担当官から、作ら のもとで若干の関与をしてきた。そ て、この促進に、大久保利謙委員長 は数年前、国立公文書館設立にさい 想論だけでなく詳細な運営方法も含 し、日本歴史学協会の特別委員とし めたプランを作る必要がある。筆者 うあるべきかについて、原則論や理 きか、文書館の機能・職務などはど 最後に、二つの提案を試みたい。 (1)日本の文書館建設はどうあるべ

館運動を進めるためには、これでは けるのは簡単だが、われわれが文書 の予算獲得のための形式主義と片づ ところ負けたと思った。これを官庁 証的な計画書をみて、筆者は正直な 力を計算して割出すなど、詳細で実 ど、さらに必要人員も一日の処理能 間量から閲覧室の面積を算出するな

> 史文献資料館」の設立を国立で建設 行物の大部分があるといった「地方 こへ行けば、明治以来のそうした刊 記・要覧・統計書・郷土史目録など そういう段階に達していると思う。 れるべき「文書館」の青写真を造っ だきワーキンググループを作り作ら の刊行物を専門に収集保管して、そ 業史・地方史料集・同業組合史・伝 各地で発行される地方史誌(雑誌) 究協議会あたりに中心になっていた 吸いあげられてしまうおそれがある。 持たないと結果的には官僚に成果を な算出基準を持つた詳細なプランを ・地方新聞・県市町村史・区史・産 ていただくことを提唱したい。もう お役人に負ける。われわれも具体的 このためには、さしずめ地方史研 (2)地方史研究の盛行にともない、

できればよいと思う。 の便利な、東海道新幹線沿線にでも 出るむだをしている。建設地は交通 のため交通費と時間をかけて各地へ て苦心することが、かなり多く、こ われわれは、こうした文献を求め

の数を各国の事例から算出しその空

精密な書架の長さを割出し、

利用者

と、平均一冊当りの史料の厚さから って総理府の作成した計画書をみる

する運動を提唱したい。

学教授・日本学術会議会員) えたいものである。(筆者は立教大 当り解決法ではない遠大な方向を考 実的とみられるかも知れないが、場 以上、将来計画を描き出し、

福井県下の古文書所在調

査

(福井県立図書館) (福井県立図書館)

れている。 文書の量も十万点を下るまいといわ 書所蔵者が確認されており、その古 福井県下では約千二百ヵ所の占文

近年、生活環境の激変にともない近年、生活環境の激変にともないの例では、近世から近代にかけてのの例では、近世から近代にかけてのの例では、近世から近代にかけてので書(今宿村)が神戸市内に移転しており、移動の例では、「南条郡古で書(今宿村)が神戸市内に移転していることがわかった。また、昨秋で書(今宿村)が神戸市内に移転していることがわかった。また、昨秋で書(今宿村)が神戸市内に移転していることがわかった。また、昨秋で書(今宿村)が神戸市内に移転していることがわかった。また、昨秋ではごく最近見聞した数例にこれらはごく最近見聞した数例に

散逸・移動を防止するには、まずはならない

逸・移動の恐れある史料があれば購している。さらに、調査の過程で散動の状況を明らかにすることを企図

立図書館がその代役をつとめなけれ

古文書の所在を明らかにしなければ古文書の所在を明らかにしなければいる古文書の所在調査を実施するこける古文書の所在調査を実施することにした。その調査がようやく軌道とにした。その調査がようやく軌道である。

的(2)古文書調査の沿革と今次調査の目

当館がこれから実施する古文書所で明査は、これまでに行なわれた諸での成果を十分に利用しながら効いのでで現在までに県下で行なわれた諸での成果を十分に利用しながら効い。

によって明らかであるが、採集史料によって明らかであるが、採集史料 をが、県下で文書二百四件(三千四 るが、県下で文書二百四件(三千四 るが、県下で文書二百四件(三千四 をが、県下で文書二百四件(三千四 をが、県下で文書二百四件(三千四 では、福井県史編纂事業の一環として は、福井県における最初の総合的調査

しかるべき専門機関もないので、県るを得ない状況であるが、当県には

めに公的機関が積極的にのりださざにいとまがない。それを防止するたすぎないが、このような実例は枚挙

てよった。 年の災害(震・水害)によってすべ年の災害(震・水害)によってすべ

文書目録」(昭和37)、「丹生郡古状況 文書目録」(昭和35)、「武生市古るこ る。京大調査の成果は、「敦賀市古る。京大調査の成果は、「敦賀市古と書目録」(昭和35)、「南条郡古村の 三年にかけて行なわれた京都大学国上述の調査が戦前の代表的事例だ

題が示すように中世・近世初期の漁 その成果が発表されているものの表 おり、若狭地方は「若狭漁村史料」 はその約六割が調査済みといわれて 全域にはおよばなかった。越前地方 いるが、しかし、京大の調査は県下 郡の目録も近く刊行されるときいて 本資料となっている。坂井・今立両 文書目録」(昭和41)として刊行さ れ、越前地方の研究に欠かせない基 文書目録」 文書目録」 (福井県立図書館・昭和38年刊)に (昭和37)、「大野郡古 (昭和37)、 「丹生郡古 「武生市古

すべ に収蔵することを考慮している。十三 入・寄託・写真撮影等によって当館

だ (3)調査計画と実施状況

県下全域の古文書所在調査を昭和

料調査整備費として認められた。野求したところ別表のように郷土資るため、知事選後の六月補正で予算の上が、知事選後の六月補正で予算の十六年度から三ヵ年計画で実施す

| 科 目 昭和46年度 予 算 額 |
|---|
| 和 預 致 180 (1名分)2千円 |
| 旅 也 280 粗水解放费 |
| // μ μ μ μ μ μ μ μ μ μ μ μ μ μ μ μ μ μ |
| 消耗品費 35 所蔵者への記念 品代 |
| 食 積 費 20 調査 告 用紙 |
| |
| 使 用 料 5 |
| 備品購入費 750 右文書 10万円 でイクロ・フィルム 65万円 |
| 合 計 1.290 |

地区に一名の調査員を置いた。位で十ヵ所の調査地区を設定し、各位で十ヵ所の調査地区を設定し、各古文書調査の方法としては旧郡単

の文書について情報を得やすく、 と選んだ。いうまでもなく担当区 大を選んだ。いうまでもなく担当区 大を選んだ。いうまでもなく担当区 大を選んだ。いうまでもなく担当区 大を選んだ。いうまでもなく担当区 大を選んだ。いうまでもなく担当区 大を選んだ。いうまでもなく担当区 大を選んだ。いうまでもなく担当区

集によってそれを補足し、また、既を十分に活用し、さらに新史料の採

村史料に限られている。

当館の調査は、前記諸調査の成果

知の史料の追跡調査でその散逸・移

の経過・史料の特色等)を明らかに 容(所蔵者の社会的地位・史料伝来 目録の記入にとどまらず、 調査の完了後別図の「史料所在調査 膏」を事務局に提出する。 地方史研究の参考に資すること 史料の内 調査書は

古文書所蔵者を採訪した調査員は る予定である。 県古文書所在調査報告書」を刊行す によって昭和四十九年度には「福井 をも意図している。これらの調査書 さて、昭和四十六年度における実

ことになり、校務多忙の余暇利用と 果だといえる。各調査員からの管内 者を採訪し、八十八通の「史料所在 も年度途中の七月からとなった。昨 えている。 には、精度の高い調査は困難にして 県下には千二百十家の古文書所蔵者 古文書分布状況報告の集計によると いう条件を考えると予期以上の好結 調査書」を得た。期間中調査員一名 年十二月で六ヵ月を経過したが、そ 正予算で可決されたので、その実施 も所蔵者の総点検はできるものと考 が今後も維持できるならば三ヵ年後 が確認されている。現在の進捗状況 が月平均三回の史料採訪を行なった の成果は百八十二ヵ所の古文書所蔵 施状況であるが上述のように六月補

主要史料目錄

成立年

冊数

考

報によって当館が購入できたもので 協力によってマイクロ・フイルムに あり大きな成果であった。調査員の 並行して実施している。冒頭にあげ 策として古文書の購入・写真撮影を た鯖波宿の石倉文書は、調査員の诵 いことは既に述べた。散逸防止の対 内容調査のみにとどまるものでな 今回の古文書調査がその所在確認

0 蔵

(

でよくなしうるものでなく、協力者 とである。古文書調査は調査員のみ

調査員につぐ問題点は協力員のこ

参考文献

町方史料上田家文書、南条郡今泉浦 庄屋である福岡家文書、福井城下の 収めた史料も数家ある。 の西野家文書がそれである。

いる 方針を示してくれるものと期待して 学殖と豊かな経験は調査員に今後の 古文書調査に参加されており、その 義・演習を予定している。 高沢氏は 京大国史研究室の一員として若越の ーマに高沢裕一氏(金沢大学)の講

研究会は「若越古文書の特質」をテ に開催することをきめた。第一回の 案を解決するために研究会を三月中 要領・調査書記述内容の統一等、 会をもったが、その席で史料採訪の 月二十九日に調査員と事務局の打合 六ヵ月間の成果をもちより去る一 鯖江藩の大 懸

年度の昭和四十八年には是非実現さ 員が求められている。そこで昭和四 計十一郡)広域の郡では複数の調査 (4)調査の問題点と対策 せたいものである。 十七年度予算において十五名を要求 名が必要であり、(越前八、若狭三 る。調査員は、少なくとも各郡に一 したが認められなかった。調査最終 最大の問題点は調査員の不足であ

所

在 調 查

日

史料名

史 料

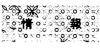
調査委員名 調査年月日 所 在 地 保 存 状

0

員数では収集史料の整理・保管・閲 四十人の協力員手当(一回につきチ 和四十七年度中に追加予算で延二百 覧が不可能なことである。 の予算十万円は少額にすぎよう。 を積極的に行うならば古文書購入費 施している史料収集についてもそれ が必要である。この対策としては昭 かし、それにもまして問題となるこ 円)を要求するよう検討中である。 ところで古文書調査と並行して実 現在の県立図書館の施設・職

ているのではなかろうか。 ことはその機が熟したことを物語っ 文書の散逸・移動を防止するととも 望まれる。文書館を設立し、地域古 福井県においても早急にその実現が する傾向がみちれるが(山口県文書 とは目下の急務といえよう。当県に 査を行なう段階にいたったが、この おいても公費によって古文書所在調 に関する適切な指導・助言を行うこ 古文書所蔵者に対してその保管 埼玉県文書館・長崎史料館等) 県立図書館に文書館を併設

6



量資料段階 博物館の建築 の資料

俊 智

らないものである。こうした資料を 整理したり収蔵したりしなければな と同じように、原則として発見され 例えばある遺址での出土品が一括し たときの状態をなるべく崩さずに、 て保存されていなければならないの どのことである。これらの資料は、 近世の文書、考古資料、民俗資料な ここで大量資料とは、具体的には

博物館をつくろうとする場合、 たやすく作れて、皆からもよろこば 個人や市町村で新らしく資料館・

れている。それは私たちにとっても まだ研究すべき余地がたくさん残さ 完成しているかといえば、印象では、 理するのにふさわしい施設の方式が ら今の時点でそういう大量資料を処

無関心ではいられないことである。

民家を使う

性格をもっている。 そこに民俗資料 生活用具や生産用具の容物としての をもっているのである。それだけで よって、構えから間取りまでみな違 とが考えられる。第一に民家は所に が成功している理由としては次のこ 山の民俗館がある。このような試み 実演もしてくれる。とくに、経済的 鋤の鍛治場をそのま、再現している 結構面白い。第二に民家はもともと にも成功している例としては飛驒高 には藁細工やお米のとりいれなどの 用具をならべて展示しているし、秋 移築し、その土間に生産用具や生活 風土記の丘)でも附近の農家二棟を に蚕具を、そして階下には昔の江州 示に当て、瓦葺六坪の土蔵には二階 えば小金井公園の都の武蔵野郷土館 料を展示するという方法である。例 りてきて、そこに考古資料や民俗資 埼玉県立さきたま資料館(さきたま 屋(草葺三八坪余)を生活用具の展 浅井郡浅井町鍛治屋の七りん館は主 の名主の家がそうであり、滋賀県東 れるのは民家を移築し、 民家はそれ自体、風土性地域性 あるいは借

理由のないことではないが、それな 何故そうなったのか、それは決して 量資料を扱うものがほとんどである。 れらの施設では、たいてい、この大 館・博物館と違って、近頃出来るそ おこう。ところで、一時代前の資料

こ、では、仮に、大量資料と呼んで

を展示したからといって、展示する

てはいない。仮に資料をむき出しに に、第三に民家のなかでの展示法は なくとも、民家を展示に使う以前の う。第二に、民家も一つの文化財で らい、炉では火を焚いてもらうとい 立日本民家園の古江亮仁先生によれ やることによって、民家も生きてく 鉄筋の建物での展示法ほど研究され んと作っておかねばならない。それ ど「現状変更」についての記録はきち 状態、改造したとすれば改造状況な か否か、それにも問題がある。すく を展示の手段として使うことがよい あり民俗資料である。 そういう資料 もらって、絶えず拭き掃除をしても 物の四隅に補助消火栓を敷設して万 生の民家園では消火栓のほかに、建 の心配、これは常につきまとう。先 ば、第一に管理の問題がある。火災 幾つかの注意が必要である。川崎市 を展示の場として利用するためには ることができると思う。…ところが民家 場合にも、その研究の成果を参照す 究されていて、民家を移築してくる きる。第三に民家は比較的詳しく研 をあれこれと思いめぐらすことがで るし見に来た人はその家の人の生活 感を生むことはない。生活の用具を 場所と物との間にさして大きな違和 一に備え、また近くのお年寄にきて ありそうな場所にありそうにおいて

> う場合の一つの変形として、 うに思われる。この民家を使うとい ずまいを本当に生かすには環境を撰 は一寸難かしい。また、民家のた、 ること、おかれる民俗資料と建物と その場合には改装に案外手間がかか どを利用する方法が行われている。 正時代の庁舎、学校、銀行、店舗な くかまで考慮してやる必要がありそ しないで展示したいとすれば、これ のかねあいなどが問題になる。 んでやり、環境が将来どう変って行 明治大

二、収蔵庫

て先をいそごう。 いては、またいずれ述べることとし の場合の収蔵庫の建物の問題点につ 在でも勿論各地で試られている。そ そこに資料をいれる方法、これは現 お寺や神社の一隅に収蔵庫をたて 7

三、市立博物館の場合

子は二一万である。 がある。上田は人口九・三万、八王 立博 物館と都下八王子市郷土資料館 そのよい例としては、長野県上田市 は、各地の市立博物館が考えられる より、やゝ規模が大きいものとして 以上の二つの型の資料館・博物館

建て、この地方の蚕室の形をうつし イ、上田市立博物館 現在の建物は 上の空気抜きの越屋根、 たものである。切妻の大きな屋根の 昭和四〇年六月の竣工で、鉄筋二階 太い柱、白

いるが、 展示室、 の展示と民俗資料の展示が行われて 研究室である。展示室では藩制史料 が収蔵庫、 展示室、二階の右側(展示室の上) のように三つの部分からなっている。 の形が決ったという。建物は第1表 囲との関係(敷地が史跡)から建物 現在の建物がたてられた。その際、周 をおいておくのが好ましくないので 二つの重要民俗資料が含まれている 階中央のホールをはさんで右側が (そのなかには蚕具と染屋焼の 隅櫓が重要文化財に指定され 年三回 左側が事務室と考古資料の 中央が資料処理のための 左側が新収資料など特 一度そこを片附け

第1表 上田市立博物館 区分 部 分 左 部 分 中 右 央 2 階 特別展示室 研究室 収蔵庫 事務室 藩政史・民俗 ホ ル 階 1 考古資料展示室 資料展示室

矢印は人と物の流れを示す。

かもしれないから)考古資料・

1

であろう、二階の研究室に窓がなく と、この建物は、外観的な制約から それに、陳列はすべてガラスケース いる。しかし、念のため伺ってみる 自然光を採りいれるよう工夫されて の上部中央は吹き抜けにしてあって け、まんなかがあけてある。展示室 全く同じ考え方で、壁に棚を作りつ なりよい。二階の収蔵庫も展示室と はほとんどなく、部屋の見通しもか 低い四方ケース)で、むき出し展示 間五〇人余の人たちが利用している トル、夏の一番多いときで平均一時 ていて、 と同じように、すっきりと整理され (一階の二展示室で二五二平方メー (作りつけの壁際のケースと中央の 特別展が開かれる。平面は外観 展示場の大きさも手頃だし

クロなどの設備がほしいこと、また ること、古文書を扱ってみるとマイ ったので、収蔵庫が狭くなりつつあ 夏使いにくいこと、また、当初の計 料館・博物館では だと考えたい。とくに、市町村の資 にふさわしいように変っていったの この博物館の性格が大量資料段階 はなく、出来上ってから七年の間に であるという。それは設計の問題で トイレが外にあることなどや、不便 画では古文書を考えにいれていなか 文書館をたてるということは難し (県のように専門

> 俗資料、そして近世資料が同居する のではなかろうか。 という場合がこれからもおこりうる

開館していたが、次第に狭くなった この博物館は上田城の二つの隅櫓で い壁などが印象的である。

もともと

階の特別展示室、そして地下は最近 クションがおさめられている)・一 別収蔵庫(有名な考古学の井上コレ が事務室・集合室、それに二階の特 くるわけである。建物は、縦割りし て建てられたものである。 年一〇月東京オリンピックを記念し 口、八王子市郷土資料館 てみると、 る人はこ、だけが目的で あって 建物の延面積も上田の二倍あり、み 八王子城、隣りは市民会館がある) ではなく(もつとも近くに後北条の 田のように、そばにお城があるわけ 南半分が展示室、北半分 こ、は上 昭和四

第2表 八王子市郷土資料館

| /屋 | 区分 | 左 部 分 | 右前部分 | 右後部分 |
|----|----|--|-------------|-------|
| 2 | 階 | 考古資料展示室 | →集会所 | 特別収蔵庫 |
| | PB | 与白質科展小至 | ホール | 研究室 |
| 1 | 階 | 八王子織物史料 その他郷土資料 ・ 展示室 | ホール 事務室等 | 特別展示室 |
| 地 | 階 | 考古資料収蔵庫 | 民俗資料収蔵庫 | |

かった各種の高次の?要求が複雑に

絡み合う。そのような県立博物館の

矢印は主として人の動きを示す。

例として、

昨年あいついで開館した

縄文・弥生・土師などの優れた資料 さすが研究の一中心地だけあって、 されている。特に二階のケースには ドケースで、大部分の資料はむき出 ている。こ、もまた、壁際はウイン 半分だけでまとまった空間を形作っ 尨大な考古資料と、それに民俗資料 高速道路や団地の造成で発掘された いたり、出版物を公刊したりしている。 の人たちとも力を合せて特別展を開 会や民俗研究会、地方史研究会など が展示されている。上田と同じよう し展示をしないでもすむように計画 の展示室部分は中央に階段があり南 の収蔵庫に当てられている。 六、七人である。 自然、地域の考古学 にこゝに働く人たちは館長を含めて

そこには前の三つの型ではみられな または何十倍だし、さすがに働く人 建物自体にかけるお金の額も何倍、 数も格段に増してくる。しかし、 それが県立博物館の場合となると 四、県立博物館の場合

イ、北海道開拓記念館 第3表のよう のあり方などは、 体の機能や、その表れとしての建物 上ではほとんど同じであるが、館自 をあげてみよう。この二つは、規模の 北海道開拓記念館と埼玉県立博物館 対照的である。

区分 中 央 分 左 部 分 右 部 階 2 :---常設展示室 ホール 特別展示室 オーデイオ 中2階 食堂 機械室 記念ホール 事務室 応 ル 会議室 応接館長室 階 常設展示室 グラ 保存化学・光学等 分析室・スタジオ 収蔵展示室 受付 中地階 情報処理関係 講堂 集会室・教室 :----収蔵庫(積層)作業室… 荷解室 除鉄装置そのほか 地 階 機械室変電室など

実線の矢印は人の流れ、点線矢印は物の流れを示す。

分析設備、 ための設備がととのえ そこには電子顕微鏡や るくらいの整った標本で のではないかと思われ こ、で分担してもよい 大学や大学院の講義を イクロや各種の現像室 X線装置をはじめ、マ 情報処理の

館長の犬飼先生の

開拓

いう方針が一貫してとられている。

埼玉県立博物館

これに対

ろが大量資料の整理や 処理はそう簡 厳重に制限されるようになる。とこ れば建てるほど、当然、 あった。なお、

人の出入りは

りっぱなくらを建て

歩みをふりかえることによって、こ 展示やその他の資料から、 けから開拓の時代、そして現状まで もつこと。もう一つは北海道の夜明 生林とともに記念碑としての意味を れからの北海道のあるべき途を考え は建物自体、記念塔や周囲の野幌原 は二つの要求がもられている。 ているのである。元来、この建物に る場とすること、従っ 北海道の

> ではなく一種の調査機関をかねてい らみて、この博物館は単なる博物館

る「生きている博物館」、「絶えず

でが資料の収集と管理部門に投入さ は一九人いる学芸員のうち一六人ま られている。調べてみると、こゝで

れている。このような設備と体制か

百メートルの鉄塔が望まれる。

すな

正面には北海道百年を記念する高さ

まんなかはホールで、 それに、事務部門と資料処

その

わち建物は記念塔に向つて建てられ

階の特別展示室と講堂、

食堂、

記念

は展示と収蔵庫、

右側の部分は最上

されている。入口向つて左側の部分 に建物は大きく三つの部分から構成

C

K

この赤レンガの建物自 と。そうしてみれば、 まず注目してよいのは きる。第二の部分で、 たものとみることがで は第一の要求を具体化 集保存の施設となるこ 分は第二の要求を表し したもの、 ル・右手の記念ホール 資料処理部門である。 そのための資料収 そして中央のホー その他の部 きる。一、二階の常設展示は北海道 この外、こ、には一般に常時公開し きるが、文書に現わせない開拓の苦 の歴史は文書によって知ることがで デザイン研究所の栗谷川健一氏と北 の資料を引出して研究することがで たよりにして、下の引出しから類似 インドの棚がならんでいて、 ている「収蔵展示室」が設けられて 資料一つ一つについて裏付け調査を 用具・生産用具がおいてある。 ないが、とにかく、 心の跡を実物によって知らせる」と 大工学部建築学科の飯田勝氏の設計 上の部分にいれてある見出し資料を いる。そこでは下が引出し、上がウ な仕事が残されているわけである。 や報告にまとめてゆくだけでも大変

、誰でも

展示場と収蔵庫、事務部門などであ の場としての部分、もう一つは特別 に大きく三つの部分か ら構成されて る。そこで建物となじまないものと むものとなじまないものとがありう なかには、こうした近代建築になじ そうした場としての 建築はこの場合 **書文献資料・民俗資料によって展示** 工芸を鑑賞する場としての機能と、 に県内・近県のすぐれた絵画・彫刻 て埼玉県立博物館の場合には、 る。その継ぎ目の部分は 季節の行事 いる。一つは鑑賞の場、 考えられる。建物は、 に則して埋めて行かねばならないと の溝は、 要求はかなり異質である。しかも、 ている。見方によってはこの二つの することとの二つの 要求が課せられ 第二に埼玉の歩みを 考古資料・古文 つである。ところが、民俗資料の 近代的な展示法・展示技術 第4表のよう ないし展示 第 9

にあり、その点多少の心配がなくも なのである。収蔵庫は積層式で地下 生き生きとして動いている博物館」

全道からの生活

その

庫は特別展示室をまんなかにはさみ、 井は確かコンクリの打ちっぱなしで は総檜張りの豪華さ、下のくらの天 古資料と民俗資料の倉庫、そして上 は鑑賞用の美術工芸品の庫、下は考 完全に上下二つに分か れている。上 のコーナーに当てられて いる。収蔵

図版を作り、解説をつけ、目録

館には、以上の二つ博物館を両極と その間に種々の型が考えられ 山形県立博物館 県立の博物

部と資料館・博物館を利用する人達

私はむしろ逆の行き方(研究・学芸

とが直接つながる建物の構想)を考

1

これも一理あるけれど、最近では、

れた場所におかれている傾向がある。

なのかどうか、それは速断できない 致している。ただし、これがよい線 の割合は、この四例では不思議に一

なおまた、学芸員の詰めてる部屋

概して、展示室や収蔵庫とは離

うか。 なければならなかったのではなかろ りする相当広い場所が用意されてい の間には資料を整理したり調査した 当のくらと研究員・学芸員の部屋と 単に終るとは限らない。そこで、本

埼玉県立博物館

| 万層 | 交分 | 左 部 分 | つなぎ | 右 部 分 |
|----|----|----------------------------|-------|-------------------------------|
| 3 | 階 | 一学芸員事務室→収蔵庫 | | |
| 2 | 階 | →図書室・応接室・館長室 特別展示室 ・ | | |
| 1 | 階 | 管理專務室 特別展示室← 一 荷解梱包室 | ── | - 彫刻絵画工芸近代美術 の展示室 食堂 ホール・- |
| 地 | 階 | - 小収蔵庫 スタジオ 作業室◆ 空間機械室 | 変電発電室 | 考古歴史民俗の展示室 講堂 ホール |

実線矢印は人の流れ、点線矢印は物の流れを示す。建物は実際には複雑な平面をもっ ている。開拓記念館と同じように埼玉県立博物館の建物もまた建物自体が一つの芸術 作品なのである。なお、建物についての以上のような分析は、建物(の構造)を各種 の関係の集合として、その関係をたどるという発想からきている。

ている。一階は事務部門と研究室、

および、

収蔵庫である。

五、その他

類学の石沢コレクションが展示され して、郷土のすぐれた民衆工芸と鳥 の展示である。それに、特別展示と 民俗は生活の型が中心課題となる) 山形人文(考古は文化の累積変遷、 左側は考古資料と民俗資料による

る。 ういう問題を改めて考え、改めて紹 どのような生活習俗が行われてきた どのような自然条件の上に成立って そのような企画をそのま、博物館の 介する場があってよいと思われる。 いるか、どのような文化遺産があり いるか、どのような資源に恵まれて 端的に「何々県とは何か」 例えば、その県なり地方なりが -、 そ

などが必要になってくるけれど、 の建物を維持してゆくための機械室 ものである。建物が大きくなるとそ の上からその各部分を割出してみた うちの四例について、因みに平面図 示の面積を一とした場合の他の部分 第5表はこ、で取上げた博物館の

第5表 各 部 纺 0 割 合 展示室を1としたときの割合 諸項 落成年月 延面積 総工費 資料処理 講堂教室 食 堂 収蔵庫 事務室 ホール 館名 上田市立博物館 40.6 684 2 千万 0.11 ナシ 0.2? ナシ 0.46 0.15 八王子市郷土 ナシ 1.507 6 千万 0.2 41.10 0.45 0.05 0.11 0.16 料 10.964 13 0.15 0.15 埼玉県立博物館 46. 10 億 0.38 0.13 0.140.33 北海道開拓 記 念 館 46.4 12.945 15 億 0.38 0.11 0.12 0.34 0.20 0.15

するためには資料館・博物館のあり えてみる。 館・博物館の諸先生に心からお礼を 私の領分ではないのだけれども。 してみる必要が生ずる。そこまでは おわりに御教示をいただいた資料 社会的使命を基本的に考えなお もっともこの問題を処理

二つの部分がある。その右側は山形

と窓際の細い道路を結び目として、 である。二階にはまんなかのホール

そこでは生態系・分布が中心課題)

(地学・動物・植物、

とくに

平面にうつしたのが山形県立博物館

申上げたいと思う。



城城 県歴史館建設 現況

上 (茨城県教育財団) 宏 昭

Щ

三月、付属施設および庭園等を整備 ちかう目的で「茨城県歴史館」の建 役だて、県の飛躍的発展の基礎をつ になっている。四十六年九月本館起 し四十九年度はじめに開館すること いる。本館完成予定が昭和四十八年 設を計画し、現在、財団法人茨城県 上や専門的な学術、行政等の研究に 県関係の歴史的資料を、収集、 教育財団がその建設業務を担当して く一般に公開して、県民の教養の向 急速に失なわれようとしている茨城 茨城県では、 調査研究するとともに、広 明治百年を記念し、

> は外観ぐらいのものであろう。 や自由にアイディアを発揮できたの やすさを主眼にし、設計事務所がや 和させる必要があったからである。 計面および館の組織面等でうまく調 であるため、それらの機能を施設設 能をあわせもつ特殊で画期的な施設 本館設計にしても、あくまで使い

かることになっている。 を公園化し、偕楽園との一体化をは を移築復原するとともに、 して価値のある民家や学校の建物等 ある。総事業費十数億円、文化財と 水戸農業高校あと地)約八六〇〇〇 ™、本館のべ面積は約六五○○㎡で 敷地全体

有名な偕楽園にほど近い台地(県立

建設敷地は、日本三大公園として

その成果をあげるため専門領域別に 料の収集を行なっている。さらに、 が四十五年度に建設委員会が策定し 団業務課が担当し、六名の専門職員 料の収集については、現在、教育財 た資料収集基本方針にもとづいて資 歴史館建設の生命ともいうべき資

場合はあせらず準備段階にじゅうぶ

ん時間をかけたことが特徴といえよ

するということもあったが、本県の はじまった他県の施設がさきに開館 計等の検討を積んできた。

あとから

設委員会等により基本構想、基本設 備期間をおき、準備調査委員会、建 工式を行なうまでに実に四年間の進

館が文書館的な機能と博物館的な機

その理由としては、

茨城県歴史

また必要に応じ地区別に専門家の協 方を資料収集調査委員にお願いし、 力を依頼している。 大学教授など学識経験者二十五名の

におかしなブームを巻き起こさぬよ 購入することにし、資料所蔵者の間 次に寄託、やむを得ない場合にのみ 意している点は、寄贈を第一に考え、 総計約二万五千点の資料を収集して 学資料二百点、参考図書五千五百点 関係資料一千二百四十九点、近代文 五千点、考古資料一千七十一点、 和四十四年度から現在までに、寄贈 収集には大変苦労をしているが、 うにするということである。 俗資料一千三百八十七点、美術工芸 いる。資料の収集にあたって特に留 完全に無から出発したため、資料 購入を合わせて文書類約一万 民 昭

ことによって価値を再認識させ前よ ち向かっている。 が、六人の侍は敢然としてそれに立 前途に種々の障害が横たわっている の介入がかなりはげしいこと等々、 りも交渉しにくくなること、民俗資 資料の所在や移動の情報キャッチが 困難なこと、資料所蔵者を訪問する に専門職員が連日苦闘しているが、 資料収集は頭と足で…をモットー 美術工芸品などについては業者

> 懇切なご指導をいただけたことは大 きな収穫であった。 を派遣し、それぞれの機関において 博物館、文部省史料館、東京大学史 料編さん所等へ長期研修のため職員 職員の資質向上をめざし、東京国立 また、昭和四十六年度には、専門

ている。 決しなければならない問題が山積し 料の整理・分類をどうするかなど解 を行なうにはどうすればよいか、 示計画や閲覧基準をどうするか、資 に限られた職員で効率的な資料収集 当業務課としては、今後開館まで

きな励みを与えてくれたことになろ になったことなどは、資料収集に大 協議のうえ歴史館に保管できるよう こと、保存または保管中の公文書に ついても、内容によっては主務課と 存年限がすぎ廃棄する公文書のすべ けによって、昨年八月、県等の文書 てを教育財団(歴史館)に引き継ぐ 整理保存規程の改正が行なわれ、保 しかしながら、教育財団の働きか 11

ている。 うも全員張り切って仕事にまい進し 歴史館をりっぱにつくるため、きよ 県民の「心のふるさと」としての



多久市立図書館管理の 歴史資料の現状と問題

Ш

(多久市立図書館)

らずにはいられなかった。管轄で無 施設であったが故に其等資料に関わ していた以上、此の地で唯一の文化 れなりに意義のある施設であった。 域の読書層に働きかけて行けば、そ 蔵書五千冊余、職員一人で細々と地 いと拱手出来ないことに思えたので **農村の公共図書館として存在した。** 然し、旧多久家の近世資料が現存 多久市立図書館はもともと貧しい

得た。資料の明細については当館発 行の「多久家文書目録第一集~第四 願いを申出て多久氏の快い御承諾を 来ない物である。昭和三十九年にな 預りさせていただいた。「多久家文 此等は家の改築や甚しい破損があっ 数の資料が所在することが分った。 治初期戸長であった副島家にも相当 集」の通りである。このあと、同三 書」の周辺資料として欠くことの出 たので、保存の為の整理を条件にお った鴨打家史料発見、翌三十七年明 十六年、或機会から多久家家老であ 旧多久家文書は昭和三十二年寄贈 町村合併前の役場資料が旧役

> 困難さ、専門的知識の欠如故に屢々 間に合わぬ時はリヤカーを引いて搬 れることになり、これも至急、 料目録第一集~第五集」である。 入した。整理したら一万四千六百七 場施設の転用に伴う改築で放り出さ 以上について、此処でその作業の 「多久市合併前町村役場資 車の

述べようというのではない。図書館 突当った諸々の技術的問題について その為に図書館機能の若干の犠牲は 積極的姿勢で取組まねばならない。 歴史資料は民俗資料も含めて今こそ その取扱いの相違に戸迷うのである 営と文書資料の間を一人で往復して 餅でしかない。 実際に公共図書館運 村段階で資料館新設など絵に画いた べきでないと思う。と云って、市町 れた歴史資料はこの地区から引離す したいのである。此の地区に記録さ 抱えて行くべきかという問題を提出 数倍に及ぶ歴史資料を今後どの様に みにある辺地の図書館が、蔵書数の 機能のみの点から見ても、貧窮の極 止むを得ないものか。

古 文 類 0

主として大正のはじめから昭和の初 ④の近世以前文書記録ごご七八冊は うやくその整理分類をおえた。 月からそれまで県庁の地下に眠つて 期にかけて旧県史編さんのため、 冊及公刊本類一一六一二冊であった。 回明治初期の行政ナマ資料二二六八 いた古文書類を引継いで、この程よ る者がどれ程いるであろうかと疑問 のうちその原本を所持しつ、けてい 後の社会情勢の変革などで旧所蔵者 とするものである。中でも小はその ||一冊は松江藩校にあつた漢籍を主軸 のを主とする。◇の刊本類~~~~~ 津和野及大森天領)から引継いだも に各藩(松江・広瀬・母里・浜田・ ナマ資料ごご六八冊は廃藩置県前後 及臨写本であり、〇の明治初期行政 の内外から資料採訪した際の影写本 は、⑦近世以前文書記録二二七八冊 島根県立図書館は昭和四十四年九

蒐 集

桜

(島根県立図書館) 木

掻痒の感でここ三・四年来その移譲 その門外不出を喞っていたもので、 はない。これまでも研究者の間では 古文書蒐集の端緒としようとして 館ではこれを一つの柱として今後の 海境差縺れ、以上の如くである。 陟 3養子縁組届 4在郷の山論 2藩士の出自、家門、有職故実、黜 的保存というべきではないかと思う。 ら研究者の便に供することこそ積極 る施設のもとに善良な管理をしなが 真の資料保存は、公共機関が充分な を強くのぞんでいたものであった。 われわれ図書館人としても全く隔靴 としてこれ程多く纏ったものは他に 約二七○点の寄託を受けたのである。 に所蔵されていた「御徒関係文書」 た矢先、今年になってから県警本部 「御徒文書」の内容は、1公事記録 「御徒関係文書」は松江藩の公文書 なお図書館は昨年十一月池尻家文

急務ではないかと思うのである。 にある生資料の蒐集こそ遅々とした たのであるが時々刻々散佚する運命 (村方文書)約五〇〇点を入手し

地方史資料となっている。以上のも

のを「県庁引継文書」とよんで図書

に思われる今日となってはそれが影

・写本と雖もかけがえのない大切な

昭和四六年度新収史料紹介三 むは、マイクロフィル

史料 受託山梨県山梨市下井尻区有文**舎**

本史料は区長持廻りの享保一〇年本史料は区長持廻りの享保一〇年 本史料は区長持廻りの享保一〇年 本史料は区長持廻りの享保一〇年 本史料は区長持廻りの享保一〇年 本史料は区長持廻りの享保一〇年

なお享保・文化期の村絵図がある。 絵図がある。入会山提札も一枚ある ある。用水関係は明和・幕末期に、 入会関係は嘉点期にあり、両者共に お明治期の免状も若干ある。その他 の下見合関係、元禄一二年から天保 期明細帳、宝曆期人別改帳、 ものに正徳期検地帳・名寄帳、享保 替関係などが宝暦前後から寛政頃迄 に諸改書上、損毛、夫食貯、役人交 政期の小入用帳、及び明和―寛政期 欠を補うものである。内容は近世の 区依田家・井尻家文書の村方史料の 一二年迄大略連続している免状でな 『政期の五人組御仕還帳、寛延―寛 本史料は当館に収蔵されている同

> 一枚) 冊、一二九通、一四綴、七鋪、木札要なものである。(収録点数一二一

戶蝦夷 松前家文書

本文書を含む以下四件の文書は、本文書を含む以下四件の文書は、いずれも、四五・四六両年度におけいずれも、四五・四六両年度における、第一史料室による「旧大名家文書の所在調査」によって所住を確認書の所在調査」によっていた。

本文書は、旧蝦夷松前(福山)藩 主(三〇、〇・〇石 柳ノ間)家襲 主(三〇、〇・〇石 柳ノ間)家襲 にかかるもので、すでに北海道史 根修所において調査され、目録が作 成されていたものであるが、今回、 このなかから主要な史料を撰択し、 にかないが、一前氏系譜類が多く、 は少ないが、一前氏系譜類が多く、 は少ないが、一前氏系譜類が多く、 は少ないが、一前氏系譜類が多く、 は少ないが、一前氏系譜類が多く、 で考証記録類が収められているのが、 本文書の特色の一つであろう。(現 本文書の特色の一つであろう。(現

つとめた。

F黒 羽大殿家大登

明治・大正期のものは同区の収支、

鎮守、日露戦争関係などが主

大関氏 (一八、〇) 一石 柳ノ間)

「家」関係では、「丹治比系伝」の原史料に当るものが含まれている。というであり、前記「創垂可継」はすでに心史料である「創垂可継」はすでに心史料である「創垂可継」はすでにが大県黒羽町が寄贈を受け、その中栃木県黒羽町が寄贈を受け、その中にものであり、前記「創垂可継」は、下野国那須地方に蟠居した鎌倉は、下野国那須地方に蟠居した鎌倉

黒羽藩に関するほぼ網羅的な収集には算保七年以降の都合帳・高辻帳・は御側日記と思われる「増備之記」は御側日記と思われる「増備之記」・家禄」関係史料、御用部屋あるい境備之覚」約十六冊をはじめとする系図・系譜類、「領知」関係でする系図・系譜類、「領知」関係でする系図・系譜類、「領知」関係でする系図・系譜類、「領知」関係でする系図・系譜類、「領知」関係でする系図・系譜類、「領知」関係でする系図・系譜類、「領知」とはじめと

、〇二八コマ) 、〇二八コマ) 、〇二八コマ) 、〇二八コマ) 、〇二八コマ) 、〇二八コマ) 、〇二八コマ) 、〇二八コマ) 、〇二八コマ)

P 館 林秋元宗文室

は、喬朝・涼朝等多く老中列座の例秋元氏(六○、○○○石 雁ノ間)

它高機永井家文書

水井氏(三六、○○○石 雁ノ間) 関係文書は、在来、同市史編さん事 業に利用されはじめるまで一般に知 られていなかったが、今回、詳細調 られていなかったが、今回、詳細調 をの上、その襲蔵史料の大部分を採 録した。点数は少なく「系譜」(享 保五年)一冊のほかは、「肥前国天 帰一揆書付」(全四巻 約一〇○点 中一揆書付」(全四巻 約一〇○点 中一揆書付」(全四巻 約一〇○点 中一揆書付」(全四巻 初一〇〇点 がまとまっている。根本史料 を多く収めているので、今後の内容 を多く収めているので、今後の内容 を多く収めているので、一型一ル=一 直英氏。収録点数六。一リール=一 直英氏。収録点数六。一リール= 直英氏。収録点数六。一リール= 直英氏。収録点数六。一リール=

¬ 斤 艾 b 半 3 录 内

第一集(昭和27年3月) △史料館所蔵史料目録

第二集(昭和28年3月) **駿州岩本村文書目録** 遠州鳴村山田家文書目録 遠州桑地村加茂家文書目録

第三集(昭和29年3月) 遠州気賀宿文書目録

伊勢国射和村富山家文書目録 武蔵国川越町横田家文書目録

播磨屋中井両替店記録目録 小橋屋平井店文書目録

第四集(昭和30年3月) 阿波蜂須賀家文書目録

第五集(昭和31年3月) **雲州松平家文書目録**

第六集(昭和32年3月) 甲斐国山梨郡下井尻村依田家文書目録

武州多摩郡連光寺村富沢分家文書目録 武州多摩郡連光寺村富沢家文書目録

弗七集(昭和33年6月)

第八集((昭和35年3月) 出羽国村山郡山家村山口家文書目録

祭魚洞文庫旧蔵水産史料目録

第九集(昭和37年3月)

第十集(昭和39年3月) 武蔵国幡羅郡永井太田村掛川家文書目録 出羽国村山郡小関村文書目録 出羽国村山郡山形宝幟寺文書目録

> 祭魚洞文庫旧蔵史料目録 武蔵国幡羅郡下奈良村吉田家文書目録

第十一集(昭和40年3月) 日本実業史博物館旧蔵資料目録()

絵画の部・地図の部・番付の部

第十二集(昭和41年3月)

甲斐国巨摩郡青柳村秋山家文書目録 甲斐国山梨郡下井尻村依田家文書目録追補

第十五集(昭和44年3月)

土屋家家中大久保家文書目録

第十六集(昭和45年3月)

第十七集 (昭和46年3月) 山羽国村山郡山形宝幢寺文書追加目録

第十八集(昭和46年3月)

第十九集(昭和47年3月)

容 紹 介

第十三集(昭和42年3月) 甲斐国山梨郡下井尻村井尻家文書目録 陸奥国弘前津軽家文書目録

第十四集(昭和43年3月) **摂津国大阪加嶋屋長田家文書目録**

常陸国土浦土屋家文書目録

秋元家家中福井家文書目録

群馬県庁文書目録 愛知県庁文書目録

出羽国秋田郡大萬金山荒谷家文書目録

第二十集(昭和47年3月) 常陸国行方郡牛堀村須田家文書目録

△ 史料館所蔵民族資料図版目録

史料館……………木村礎…一〇(2)

資料保存・利用問題の展開と文部省

郷土史料館利用の経験…古島敏雄…一二(2) 文部省史料館の役割……豊田武…一一(2)

・杓子・雪鋤・弁当いれ・火薬い

第二卷 日本篇 (昭和43年11月) れ・鎌・鉈・その他

案と提唱……………林英夫…一六(2)

古文擹の保存科学……岩崎友吉…一五(2)

元禄の道程青上……児玉幸多…一四(2) 過疎地帯の史料………杉本勲…一三(2)

私擬「歴史資料保存法」

第三巻 日本篇(昭和45年3月) 生活用具Ⅱ……籠・笊・箕・その他

ツム・梭・糸枠・膳・沖箱・煙草 いれ・行燈・背負梯子・杖・その他

加嶋屋長田家文書の整理を終えて…

の整理を終えて---・・・・藤村潤一郎・・・五 村方文書の整理と分類―所蔵史料目録

4

. 8

8

商工関係用具 -----枡・金枡・算盤・ 物指・錘・棹ばかり・天秤・弁当

いれ・菓子型・その他

第五巻 日本篇 (昭和47年3月) 生活用具Ⅳ……笠・草履

文部省史料館報総目次」

創刊の辞……………吉里邦夫… | (1) (一号—一六号)

この一年をふりかえって……………! (1) 史料館の当面する問題………… | (2)

史料館と研究活動の方向…小和田武紀 就任のことば………小和田武紀…!! (1)四(1)

古文書館のことども……宝月圭吾…八 史料館について思うこと…石井良助…六(2 地方史の研究について……鈴木寿…五(1) 福井県古文書・記録の調査:小 葉田淳 一つの提案…………大久保利謙…七(2) 2

伊予国伊予郡上野村玉井家文書目録

1

1

第一巻 日本篇 (昭和42年11月)

生活用具工……負い繩・鍋敷き・編み 袋・脛巾・背中当て・蚊遣火・舘

整理と保存

「津軽家文書」の整理を終えて……浅井潤子...三

生活用具Ⅲ……田下駄・下駄・輪楪・

第四卷 日本篇 (昭和46年3月) あとがきの記―………鎌田永吉…九 「所蔵史料目録」の作成を終えて― ………………鶴岡実枝子…七

宝蠅寺文醬の収集と整理…………

民具収蔵庫の現況と問題点………)(3) 湿度管制………………………………… (4)

民俗資料の保存管理()付票・()

四配架・ 田呼称・ 収蔵原簿〉の形式・「三調査票・ 「用途」の記載・ 八形態の記録・

史料整理と〈参考資料〉の収集…… 仇製作……中村俊亀智…一~一○(頁略)

近世史料の整理について…藤村潤一郎

史料集と索引…………原鳥陽一…六(14)

資料…諸機関におけるマイクロフ ついて…………藤村潤一郎…一一(3) 近世史料雑感…………大野瑞男…八(11) マイクロフィルムの収集と管理に

ィルム管理の現状…第一史料室…一一(5)

.....九 (2)

近世鉱山文書の整理…大野瑞男…一四(5) 3 14

〇昭和四六年度事業(その三) 、史料の収集

国黒羽大関家文書・上野国館林秋元家文 受けたほか、蝦夷松前松前家文書・下野 二、定期刊行物の発行 書等のマイクロフィルム複写を行なった。 (詳細一一ページ新収史料紹介三参照) 山梨県山梨市下井尻区有文書の寄託を

2同 第20集 総計約三、二〇〇点を収録 常陸国行方郡牛堀村須田家文書目録 『史料館所蔵史料目録』第19集

3 『史料館所蔵民族資料図版目録』 第五巻 日本篇(生活用具Ⅳ) 総計約三、一五〇点を収録 伊予国伊予郡上野村玉井家文書目録

4 『史料館研究紀要』第五号 近世初期銀貨考――リチャード・ 収録論文は次のとおり

笠・草履を収録

コックス日記を中心に一 榎本 宗

近世米穀取引市場としての大津 付、湖東農村商人の相場表の紹介口

江戸六組飛脚屋仲間について 鶴 岡 実枝子

幕末期の質屋史料--出雲国大原郡大 潤一郎

東町大坂屋「質留牒」—

幕府勘定所勝手方記録の体系

幕府財政史料の類型論序説 大 野 瑞 男

鋤の諸形態

-や、用具論的に—

5 『文部省史料館報』第一六号 中 村 俊亀智

○史料の貸付

(2)北海道開拓記念館主催「北方民族展」 ⑴中日新聞社主催「琉球文化展」(四六 年一二月二五日~四七年一月二〇日) に琉球陶器など一八点。

(3)大阪市立博物館主催「沖繩の歴史展」 竜船模型など四五点。 日)に樺太アイヌの木製しゃもじ。 (四七年三月五日~五月一五日)に触 (四六年一二月一八日~四七年三月九

⑷衆議院憲政記念館主催「開館記念特別 展」(四七年三月一三日~四月一七日) に版籍奉還御沙汰書など三点。

〇人事異動

次

昭和四六年一二月三一日 館長 小和田 武紀 退職

び退職。本年四月新設の八戸工業大学長 長に任命、在職五年一〇か月余でこのた 等中等教育局主任視学官より初代専任館 昭和四一年二月一六日付けで文部省初

大学学術局情報図書館課長 古市 正俊

和四七年一月二〇日~四八年一一月三〇 O 文部省史料館評議員(新任 任期一昭

二七日および三月一六日、来年度予算政 心として開催された。 府原案ならびに当館の改組等の問題を中 昭和四六年一二月二八日・四七年一月

期間の閲覧業務を停止する予定ですの 書庫内燻蒸の実施にともない、 左記の 五月二六日凎から同三〇日火まで でお知らせいたします。 閲覧業務停止のお知らせ

二、第二会場(東日本地区)東京都 一、第一会場(西日本地区)福岡市 どを通じて、おって連絡される。 なお講習内容・会場・申込方法など 期日 一〇月一六日月~二一日出 担当職員講習会の実施予定について については、大学・地方公共団体な 第十八回(昭和四七年度)近世史料 一〇月二日月~七日出

ĺ

昭和四六年一二月三一日 館長事務取扱

小和田武紀(前館長)

記

◇当館が改組されても諸事業は全て継承 ◇歴史資料保存利用に関して現段階にお ◇前号の彙報においてお知らせ致しまし 氏に忌憚のない御意見を寄稿していた にしますので御支援をお願いします。 していく予定です。館報も装いを新た の方々に厚く御礼を申し上げます。 ろと掲載することができました。 執筆 だきました。また各地の動向をいろい いて当面する諸問題について、林英夫 もって終る予定ですので、当館既刊の このため「文部省史料館報」も本号を 資料館に付置される予定となりました。 当館は同一敷地内に新設の国文学研究 原案および関係法案が成立したさいは たように、昭和四十七年度予算案政府 目録と館報の総目次を掲載しました。

昭和四七年 三 月三一日発行 文部省史料館報 印刷所 三恵出版印刷株式会社 文部 東京都千代田区神田神保町二二 電話 (七八三) 九一〇六代 東京都品川区豊町一ノボノ门 瓦話 (二六一) 一四四三番 省史 第一六号